議案第２５号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。

令和８年１２月１日　提出

四條畷市長　銭　谷　　翔

提案理由

地方公務員災害補償法の一部改正により、非常勤職員の遺族補償年金における受給資格者要件の男女差が解消されたことから、同法との均衡を図るため、本市においてもこれに準じた改正を行いたく、本案を提案した。

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和４６年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第１１条第１項本文中「子」を「、子」に改め、同項ただし書中「妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。第３項において同じ。）」を「配偶者」に改め、同項第１号中「夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、」を削り、同項第４号中「夫、」を削り、同条第３項第１号中「１５３」を「１７５」に改め、「（５５歳以上の妻又は第１項第４号で定める障害の状態にある妻である場合には、補償基礎額に１７５を乗じて得た額）」を削る。

第１２条第１項中「の一」を「のいずれか」に改め、同項第６号中「夫、」を削り、同条第２項中「の一」を「のいずれか」に改める。

第１３条第２項中「の一」を「のいずれか」に改める。

附則第４条の２第２項中「夫、」を削り、「において読み替えられる」を「の規定により読み替えて適用する」に、「各号の一」を「前項各号」に、「第１号」を「前項第１号」に改め、「のいずれか」を削り、同条第３項中「において読み替えられる」を「の規定により読み替えて適用する」に改め、「、夫」を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、附則第４項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）第１１条第１項、第１２条第１項（第６号に係る部分に限る。）並びに附則第４条の２第２項及び第３項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に死亡した職員の遺族について適用し、施行日前に死亡した職員の遺族については、なお従前の例による。

３　新条例第１１条第３項（第１号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後の期間に係る遺族補償年金の額について適用し、施行日前の期間に係る遺族補償年金の額については、なお従前の例による。

（規則への委任）

４　前２項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。